

時 期	その他
区 分	啓発・学習
分 野	防災教育
検 証 項 目	学校教育における防災教育

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、学校教育法、社会教育法、義務教育費国庫負担法等
執 行 主 体	国、県、市町
財 源	○特段の財源措置はない
概 要	災害による被害を軽減するためには、災害に強い地域・都市づくり、適切な自然環境の保全・管理、制度的枠組みの整備のみならず、それを支える人材の育成が非常に重要である。特に、次代を担う児童・生徒に対する防災教育については、子どもの頃から災害等に対する知識や対処能力を身につけさせるだけでなく、豊かな人間性の育成に資するものである。また、児童・生徒の学習の場であり、地域の重要な施設でもある学校の防災性の向上を図ることも必要である。

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	阪神・淡路大震災に対してとった措置 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照) 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)
県	阪神・淡路大震災に対してとった措置 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照) 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)
市 町	阪神・淡路大震災に対してとった措置 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照) 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)
そ の 他	阪神・淡路大震災に対してとった措置 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照) 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 防災基本計画 ・防災基本計画において、防災知識の普及を図るために、国、公共機関及び地方公共団体等は、住民に対し、災害の危険性を周知させるとともに、防災知識の普及、啓蒙を図るものとして いる。また、地方公共団体は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、防災マップ、 地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するととも に、防災知識の普及、啓蒙に努めること、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努め ること、などを定めている。[『防災基本計画』中央防災会議] 中央防災会議「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」の設置 ・平成13年6月28日の中央防災会議において、「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」の 設置が決定された。平成13年9月17日に第1回目の専門調査会を開催、審議を重ね、平成14年7月 に「今後の地震対策のあり方について報告」を取りまとめた。この中で、防災教育の推進として、 個人の災害対応能力向上のため、防災教育や人材育成を総合的に推進し、国民や地域の防災対応 能力の向上を図るとともに、専門家によるサポート体制を構築する、ことを提言している。[『今

後の地震対策のあり方について報告』中央防災会議今後の地震対策のあり方に関する専門調査会]

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」の設置

- ・中央防災会議の議決に基づき、平成13年10月11日に中央防災会議防災基本計画専門調査会が設置され、防災に関する基本的な検討課題及び防災基本計画の必要な見直しを審議し、平成14年7月には「『防災体制の強化に関する提言』」を取りまとめた。提言の1つに「防災・危機管理に関する人材の育成」を挙げ、(1)防災・危機管理担当職員の人材育成、(2)防災・危機管理に関する住民等の人材育成、(3)防災・危機管理に関する人材の活用、(4)防災教育の推進、について具体的な施策を展開すべきとの提言がなされた。[『防災体制の強化に関する提言』中央防災会議防災基本計画専門調査会]

中央防災会議「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」の設置

- ・平成14年7月4日開催の中央防災会議において、防災に関する人材の育成・活用専門調査会の設置が了承され、(1)国、地方公共団体を通じた防災の専門的知識を有する人材の育成策、(2)自主防災組織、災害ボランティア等による防災活動のリーダーとなる人材の育成策、(3)大規模災害発生時等において、人材を組織的に活用する方策等、人材の育成・活用のあり方について、検討を進めてきた。
 - ・同専門調査会は、平成15年5月に「防災に関する人材の育成・活用について報告」として、防災に関する人材育成・活用と連動して推進すべき基本的事項、防災担当職員、地域の防災リーダーやボランティア組織・NPO等のリーダー、学校教育、研究機関・高等教育機関それぞれにおける人材育成・活用に係る基本的考え方及び方策についての検討結果を取りまとめた。
- [『防災に関する人材の育成・活用について報告』中央防災会議防災に関する人材の育成・活用専門調査会]

【文部科学省】

学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議の設置

- ・文部科学省(旧文部省)においては、阪神・淡路大震災における経験を生かし、主として小・中・高等学校等における防災体制の充実について検討を行うため、平成7年6月から学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議を開催して検討を行ってきた。同会議は同年11月に「学校等の防災体制の充実について」(第一次報告)を取りまとめた。この報告では、防災体制の具体的な充実方策として、1) 児童等の安全確保のための方策、2) 防災教育等の充実、3) 災害時における学校等の役割に対応した学校施設等の整備、4) 災害時における情報連絡体制の充実、5) 災害時における教職員の役割、人的支援体制の整備、6) 学校教育活動再開に向けての対応、について検討・提案がなされた。
- ・平成8年9月2日には第二次報告がとりまとめられ、教育委員会等及び学校が日ごろから必要な準備を整える上で参考となるよう、1) 学校防災に関する計画を策定する場合に盛り込むべき事項、2) 防災教育を充実させる上で留意すべき事項、3) 地震が発生した場合に児童等の安全を確保するために教職員が果たすべき役割等、に関して基本的な事項について検討・提案がなされた。

[『平成10年版我が国の文教施策』文部省,p573]

学習指導要領の改訂

- ・平成10年度の学習指導要領の改訂(小中学校では平成14年度からすべての児童生徒を対象に、高等学校では平成15年度の新1年生から学年進行で実施)において、小学5・6年生の体育科では、けがなどの簡単な手当ができるようにすることとし、中学校の保健体育科では、自然災害の際の安全確保について指導することとしている。また、特別活動においても、心身の健康・安全について指導を充実することとした。
- ・なお、新学習指導要領を円滑に推進するための移行措置として、平成12年度より新学習指導要領の内容の全部又は一部を取り扱うことができるとし、完全実施を待たずに移行期間においても指導するよう努めることとした。

[『平成11年版我が国の文教施策』文部省,p246-251]

防災教育に係る指導者の研修

- ・学校安全教育指導者研修会
防災教育に関し、各都道府県において指導的な役割を果たしている小・中・高等学校の教育及び都道府県・市町村教育委員会の防災教育担当指導主事を対象とした研修会を実施している。（企画立案：文部科学省、実施主体：独立行政法人教員研修センター）
 - ・心肺蘇生法実技講習会
教員等を対象とした心肺蘇生法の技能を修得するための研修を実施している。（日本体育・学校健康センター、各都道府県教育委員会との共催）
防災教育に関する指導資料・教材の作成・配布等
 - ・各学校における安全指導の進め方や避難訓練の実施を含む指導計画などに関する教師用指導資料を作成・配布している。
 - ・地震等による自然災害に対する備えと安全のための適切な行動がとれるよう、授業などにおいて活用する防災教材を作成・配布している。
- [『平成15年版防災白書』内閣府,p50]
指導方法・内容等の調査・研究
- ・学校安全研究推進事業として、学校安全の質的向上を図るため、学校安全に関する研究校を指定し、学校における安全教育及び安全管理について実践的研究を行い、その成果を広く公表して、学校安全の普及充実及び児童生徒等の安全の確保と事故・災害防止を図っている（日本体育・学校健康センター事業）
学校における防災ボランティア教育の推進
 - ・大学において学生向けの防災ボランティアハンドブックを作成して国立大学及び高等専門学校に配布しているほか、平成10年度からは、学生のボランティア活動を総合的に支援・推進するため、いくつかの国立大学においてモデル的に、ボランティア養成カリキュラムの開発及び講座等の開設、情報提供・相談援助窓口の設置などの事業を実施している。また、平成10年1月29日に「学生のボランティア活動の推進に関する調査研究協力者会議」を開催し、学生ボランティア活動支援策の方策について検討を行っている。[『平成11年版我が国の文教施策』文部省,p226]
体験活動ボランティア活動支援センターの設置等全国的な推進体制の整備
 - ・文部科学省では、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の機会を充実するため、国・都道府県・市町村の各レベルで、幅広い関係機関・団体等と連携を図る「協議会」や情報提供、コーディネート等を行う「支援センター」を設置し、全国的な支援体制の整備を進めており、この一環として、国レベルでの情報収集・提供や自治体の活動支援などを行う「全国体験活動ボランティア活動総合推進センター」を平成14年7月に国立教育政策研究所社会教育実践研究センター内に開設した。[『全国体験活動ボランティア活動総合推進センターの開設について』文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/14/07/020727.htm]

【国土交通省・文部科学省】

防災まちづくり教育の推進

- ・国土交通省と文部科学省は、平成9年度に、(社)再開発コーディネーター協会の下に「防災まちづくり教育推進方策検討委員会」を設置、防災まちづくり教育の推進方策等について検討し、平成10年度には「防災まちづくり教育の推進方策に関する調査」報告書を取りまとめた。
- ・(社)再開発コーディネーター協会は、学習指導者用パンフレット「防災まちづくり学習のススメ」パンフレットを作成し、主要都市の教育委員会等に配布した。
- ・(社)再開発コーディネーター協会、特定非営利活動法人日本都市計画家協会、(社)日本建築家協会の参加を得て「防災まちづくり学習支援協議会」を結成し、3団体でそれぞれ「防災まちづくり学習アドバイザー」を募集・登録している。
- ・また、総合的な学習や地域学習のテーマとして、「災害に強いまち・安全安心のまち」を取り上げ、体験的・総合的な環境教育として実践する学校を募集し、アドバイザーを派遣している。

【国土交通省】

近畿地方整備局（旧近畿地方建設局）は、平成11年1月に阪神・淡路大震災の経験から防災を重

	<p>視したまちづくりの大切さや仕組みについてまとめた「中学生のための防災まちづくり読本」を作成し、希望校に配布した。</p> <p>【内閣府】 防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府は、平成13年度から防災教育に関する検討会を設置し、実効的な防災教育の普及方策について検討している。地域を歩きながら防災に関する設備や危険な箇所を記録し地図上に落とす防災マップ作りなど実践的な防災教育プログラムを学校や地域等で試行している。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>地域防災計画において、学校における防災教育の推進を図るとともに、「学校防災計画」に基づく学校防災体制の整備充実を図ることとしている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p> <p>防災教育検討委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災における教育活動の記録と検証を踏まえ、今後の学校における新たな防災教育のあり方を検討するため、平成7年4月25日に「防災教育検討委員会」を設置した。同委員会は、平成7年10月17日に「兵庫の教育の復興に向けて」をとりまとめ、「学校の果たす役割と防災機能の強化」「防災教育の充実」「心の健康管理」について提言した。 <p>防災教育推進連絡会議の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災体制の推進と定着を図るとともに、地域と連携した防災教育の具体化を協議するため、平成7年度から防災教育推進連絡会議を開催している。[『阪神・淡路大震災復興誌 第4巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p335] <p>防災教育専門推進員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災教育を推進する防災教育専門推進員を各教育事務所に配置している。[『阪神・淡路大震災復興誌 第4巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p336] <p>教育復興担当教員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地域の小・中学校に配置された教育復興担当教員が児童・生徒のこころのケアを最重点に、教育相談、生徒指導、学校防災体制の整備、防災教育の推進にあたっている。 平成8年度から教育的配慮を必要とする児童・生徒の実態調査を開始するとともに、平成13年度からは教育復興教員の取組調査も実施している。 <p>防災教育推進指導員養成講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中・高校教職員を対象に、防災教育推進指導員養成講座を開催し、防災教育推進指導員を計画的に養成している。[『阪神・淡路大震災復興誌 第4巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p336] <p>防災教育研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災教育の教職員の指導力向上を図るため、教育事務所ごとに防災教育研修会を年2回開催している。 <p>防災教育モデル地域指定事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭、地域社会が一体となって児童・生徒の安全確保に取り組むため、防災教育モデル地域を指定し、防災教育のあり方や防災リテラシーの育成方策を研究している。 <p>ボランティア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動に関する基礎的な知識・技術の習得等を目的に、新科目「ボランティア実践」を開講した。 <p>学校、教職員向け地震対応マニュアルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県教育委員会は、阪神・淡路大震災の教訓をもとに、学校で地震が起きたときの対応や学校再開への取り組みなどを冊子にまとめ、配布した。(平成8年4月) また、県立高校長協会は、定時制を含む高校、盲、聾、養護学校向けに防災マニュアルを作成・配布した。(平成9年2月) <p>防災教育実態調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年度より、県内のすべての小、中、高、盲、聾、養護学校を対象に、防災教育の取組状況

	<p>を調査している。</p> <p>防災教育副読本等の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな防災教育の推進、実践のための副読本を作成し学校に配布している。また、県内の防災教育の実践事例集を作成・配布している。 <p>トライやる・ウィークの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人一人が活動や体験を通して生き方を発見していくことを願って、平成10年6月から「中学生体験活動週間(トライやる・ウィーク)」を実施している。 <p>震災・学校支援チーム(EARTH)の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他府県で災害が発生した場合においては要請に応じて学校再開の手助けをし、また、平常時においては県内外の防災教育の推進を図ることを目的に、平成12年度から「震災・学校支援チーム(EARTH)」を設置している。構成員は、防災教育推進指導員講座の上級修了者、教育復興担当教員、学校栄養職員、養護教諭、学校事務職員、カウンセラーで、150人を上限に2年の任期で任命される。[『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p336] ・構成員の指導力向上のために、年2回程度、訓練や研修会を開催している。[『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p336] <p>県立舞子高校における環境防災科の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立舞子高校に全国初の防災教育専門学科である「環境防災科」を開設した(平成14年4月)、[『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p371] <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>防災教育専門推進員は、平成13年度で10教育事務所に各8人配置している。[『阪神・淡路大震災復興誌第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p305]</p> <p>教育復興担当教員は、平成13年度で180人(小学校121人、中学校59人)である。[『阪神・淡路大震災復興誌第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p356]</p> <p>防災教育推進指導員養成講座の上級修了者は、平成12年度で31人である。[『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p324]</p> <p>トライやる・ウィークについては、平成10年6月から県下7地区の公立中学校18校を対象に先行実施した。平成13年度は、6月に256校、11月に103校、を対象とし、5万3,073人の参加を得た。[『阪神・淡路大震災復興誌第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p362]</p> <p>震災・学校支援チーム(EARTH)は、他県への震災支援派遣(北海道、鳥取県) 県内外の研修会等への講師派遣を行った。[『阪神・淡路大震災復興誌第6巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p336-338]</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>【神戸市】</p> <p>神戸市は、地域防災計画防災事業計画(安全都市づくり推進計画)において、学校教育や市民講座を通じて学習機会の充実、情報の提供などにより、協働による安全で安心なまちづくりの推進のための環境づくりを進めること、などを定めている。[『神戸市地域防災計画防災事業計画(安全都市づくり推進計画)』神戸市]</p> <p>平成7年3月27日に「神戸の教育再生緊急提言会議」から緊急提言が行われ、これを受けて神戸市教育懇談会を設置し、「震災体験を生かす神戸の教育の創造」をテーマに、震災体験を生かす神戸の教育の方向、学校における防災教育、震災体験を生かす教育について、中長期的に取り組むべき課題を検討した。[『阪神・淡路大震災復興誌第3巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p370]</p> <p>副読本の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市教育委員会は、小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用の副読本を作成し、全児童・生徒に配布した。[『阪神・淡路大震災復興誌第3巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p370] <p>学校震災対応マニュアル作成指針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市教育委員会は、各学校・園の震災マニュアルづくりの指針として、平成8年8月に学校震災対応マニュアル作成指針を策定した。[『阪神・淡路大震災復興誌第3巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p370]

	<p>防災教育カリキュラムの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市教育委員会は、平成9年5月に、全国で初めて防災に主題をおいたカリキュラムを作成した。防災教育カリキュラムは、各教科で震災や防災に関する内容を取り入れており、特に国土や社会など日常の教科学習の中で副読本を活用するクロスカリキュラム方式を採用し、中学校ではチームティーチングすることも可能とした。[『阪神・淡路大震災復興誌第3巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p374] <p>震災学習交流センターの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した学校が震災の教訓を全国の学校へ発信するため、平成9年4月に総合教育センター内に震災学習交流センターを開設した。修学旅行生の受け入れや震災関連資料の収集・展示等を行うもので、防災教育の拠点となるものである。[『阪神・淡路大震災復興誌第3巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p374] <p>防災教育推進校の指定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度から区ごとに小・中学校1校ずつ、計18校を「防災教育推進校」に指定し、学校ぐるみの研究実践に取り組んできた。[『阪神・淡路大震災復興誌第4巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p367] ・また、防災教育推進校の実践事例について、事例集としてとりまとめた。[『阪神・淡路大震災復興誌第4巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p367] <p>「神戸っ子 とびつきりタイム」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間の完全実施に備えて、平成12年度に「神戸っ子 とびつきりタイム」を設け、総合学習の実験授業を研究推進校(小学校50校、中学校25校、高校3校の計78校)で展開した。[『阪神・淡路大震災復興誌 第6巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p336] <p>防災教育の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の実践として、教育委員会と消防局が協力して、市立中学1年生を対象に、市民救命士講習を実施している。[『阪神・淡路大震災復興誌 第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p343] <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>中学生を対象とした市民救命士講習は、平成12年度に市立中学13校で試験的に実施し、平成13年度は40校に広げた。[『阪神・淡路大震災復興誌 第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p343] </p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>学校における新たな防災体制の確立に努めるとともに、人間のあり方、生き方を考えさせる防災教育の推進を図っていくことが肝要である。このため、学校・家庭・地域社会が連携し、それぞれの教育機能を発揮するとともに、平素から地域に開かれた学校づくりを一層推進していくことが求められる。(「防災教育検討委員会(1995年度)からの提言」『阪神・淡路大震災復興誌 第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会)</p> <p>学校における防災教育の今後の課題として、(『阪神・淡路大震災復興誌 第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会)では以下のように記載されている。</p> <p>(1)震災の教訓に学ぶ「新たな防災教育」の研究・開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな防災教育の理念と防災リテラシーの定着 多様化する災害の調査研究による防災教育の深化、一般化 <p>(2)地域と連携した防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域素材の教材化とハザードマップ(防災マップ)の作成 地域学習としての防災教育の推進 保護者を含めた生涯学習としての防災教育推進 防災関係機関とのパートナーシップの確立 <p>(3)共に生きる社会づくりに向けた実践活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア教育の一層の推進 NGO・NPOなどとの連携によるネットワーク社会の構築 <p>震災特例措置で、はからずも少人数学級が実現したわけであるが、これを震災特例とすることなく、文字通</p>	

り少員数学級（当面30人以下学級）にすることの重要性が特例措置のなかで証明されたのである。翌々年度から特例措置は中止され、再び「40人学級」に戻された。「教育復興担当教員」は、対症療法的に統計上表れた「心のケア」の必要な児童・生徒の多い学校に配置され、それも年々減らされている。このように単に削減するのではなく、少人数学級にしていくために転換することが求められる。（池見宏子「教育復興担当教育」が配置されてわかったこと 少人数学級の実現で、ゆきとどいた教育が」『大震災100の教訓』）

課題の整理

防災教育の教材開発

学校・家庭・地域・関係機関との連携

人材活用

今後の考え方など

○今後とも、学習指導要領に基づき、心身の発達段階に応じて、災害時に安全な行動が出来るような態度や能力を身につけることをねらいとして、各教科等を通じて、家庭や地域との連携を図りながら防災教育を実施していく。（文部科学省）

神戸の防災教育を、震災体験から学んだ教訓を生かす視点、防災の視点、生きる力・行動に結びつく視点の3つの視点で考え、推進していく。（神戸市）

今後も、震災の経験を踏まえた防災教育を推進していく。（尼崎市）